局が識別した主管庁名を国際周波数情報回章の特別節で公表する。

7　無線通信局は、暫定システムを有する主管庁の保留の割当てが影響を受けないと判定する場合には、当該主管庁の暫定システムに関して計画の暫定システムを審査し、両立性がない場合には、関係する２つの主管庁に対し新たな暫定システムの運用が可能となるよう措置を執るよう要請しなければならない。

8　無線通信局は、国際周波数情報回章の特別節に掲げる主管庁に当該回章の情報についての注意を喚起するため電報及び計算の結果を送付する。

9　特別節に掲げられていない主管庁が自国の計画されている暫定の割当てが影響を受けるおそれがあると考える場合には、暫定システムに責任を有する主管庁及び無線通信局にその旨を通知し、この２つの主管庁は暫定割当ての使用が開始される予定の日前にその問題を解決するよう努めなければならない。

10　同意を求める主管庁又は無線通信局に対し第６項に規定する国際周波数情報回章の公表日の後４か月以内に意見を送付しない主管庁は、提案された暫定の使用に同意したものとみなす。

11　第６項に規定する国際周波数情報回章の公表日から４か月が満了した日に、無線通信局は問題を再検討し、得られた結果に従って暫定割当てを提案している主管庁に対して、次の事項を通知しなければならない。

a)　同意が必要でない場合又は必要な同意が関係主管庁から得られた場合には、付録第 30 号の第５条又は付録第 30A 号の第５条の規定に基づき提案した使用を通告することができる。この場合には、無線通信局は、暫定のリストを現行化しなければならない。

b)　同意を得る手段として、直接又は付録第 30 号の第４条若しくは付録第 30A 号の第４条に掲げる手続の適用により影響を受ける主管庁の同意を得るまでは、その暫定システムの使用を開始することはできない。

12　無線通信局は、全ての暫定の割当てを放送衛星業務及びフィーダリンクの割当ての２つのそれぞれの部分の暫定リストに分けて含み、この附属書の規定に基づいてそのリストを更新しなければならない。暫定リストは第二地域のプランとともに公表されるが、同プランの一部ではない。

13　無線通信局は、暫定期間の満了の１年前に、この事実に対する関係主管庁の注意を喚起し、当該主管庁に対して適当な時期に登録原簿及び暫定リストからの割当ての削除を通告することを要請する。

14　無線通信局からの催促にもかかわらず、主管庁が第 13 項の規定を適用して送付された要請に応じない場合には、無線通信局は暫定期間の満了時に次のことを行わなければならない。

a)　登録原簿の備考欄に回答がないこと及び記入が情報のみであることを示す記号を記入すること。

b)　暫定リストにおいて当該割当てを考慮しないこと。

c)　関係し、かつ、影響を受ける主管庁に対しこの措置を通知すること。

15　主管庁が暫定割当ての使用の終了を確認した場合には、無線通信局は関係する割当てを暫定リスト及び登録原簿から削除しなければならない。保留されていたプランに対応するいかなる割当てもその後使用を開始することができる。

16　暫定システムを暫定期間の満了後も引き続き使用することを検討している主管庁は、４年を超えない範囲内で延長することができる。この場合、この附属書に記載の手続を適用しなければならない。

17　主管庁が第 16 項の規定に基づく手続を適用した際、影響を受ける一又は二以上の主管庁の同意を得られない場合には、無線通信局は登録原簿に適当な記号を記入してこの状況を示さなければならない。当該主管庁が有害な混信についての申立てを受領した場合には、直ちに暫定の割当ての運用を停止しなければならない。

18　有害な混信の申立ての通知を受けた主管庁がその受領後 30 日間以内に送信を停止しない場合には、無線通信局は第 14 項の規定を適用しなければならない。

[1]　例えば、テレビジョンチャネルの周波数帯幅の中に周波数分割多重化音声チャネルを有する変調、音声及びテレビジョン信号のデジタル変調又はその他のプリエンファシス特性。

改　　決議第49[1]（WRC-15、改）　一部の衛星無線通信業務に適用される手続的真正性

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　全権委員会議（1994年京都）決議第18が無線通信局長に対し国際衛星通信網の調整に関する幾つかの重要事項の見直しの開始並びにWRC-95に対する予備報告書及びWRC-97に対する最終報告書の作成を指示したこと。

b)　無線通信局長がWRC-97に対しその中でできるだけ早く措置を執るべきものと更に研究を必要とする分野を識別した勧告を含む包括的な報告を提出したこと。

c)　WRC-97に向けた局長報告の中の勧告の１つに、実際には使用されていない軌道位置及びスペクトルの領域を留保する問題への対応として手続的真正性を採用すべきとしていること。

d)　手続的真正性の手続についてはWRC-97で採択されたが、その適用については経験を考慮する必要があること。また、手続的真正性の手法が満足行く結果を生み出すのかどうか確認するには数年を要する可能性があること。

e)　規制についての新しい取組については、手続上、既に様々な手続段階を踏んでいる通信網に不利益を及ぼすことがないように慎重に考慮する必要のある可能性があること。

f)　憲章の第44条は、無線周波数スペクトル並びに静止衛星及び他の衛星の軌道位置の使用のための基本的な原則を開発途上国の要求を考慮に入れて定められていること。

以下を更に考慮し、

g)　WRC-97では、衛星通信網の使用が開始されるまでに規制上費やされる時間枠を短縮することが決定されていること。

h)　WRC-2000において手続的真正性を実施した結果について検討が行われ、決議第85（1998年ミネアポリス）を受けて2002年全権委員会議に向けての報告書を作成したこと。

以下を決議し、

1　本決議の第１附属書に含まれている手続的真正性の手続は、1997年11月22日より後の固定衛星業務、移動衛星業務又は衛星放送業務の衛星通信網若しくは衛星通信システムのものであって、新規加盟国が付録第30B号のプランに含めるために自国の区域分配[2]の獲得を求めて提出したものを除いた、第9.2B号による事前公表資料、新しい周波数若しくは軌道位置の追加に伴う付録第30号及び第30A号の第４条の§4.2.1b)による第二地域のプランの変更要請、業務区域を現在の業務区域に加えて他の国若しくは国々に拡大しようとする付録第30号及び第30A号の第４条の§4.2.1a)による第二地域のプランの変更要請、付録第30号及び第30A号の第４条の§4.1による第一地域及び第三地域での追加使用の要請、1997年11月22日から無線通信局に受領された付録第30B号の第２条（第６条の第Ⅲ節）に定義されているプラン化された周波数帯の追加的な使用に適用される補足的な条項の規定に基づく情報の提供又は2007年11月17日以降に受領された付録第30B号（WRC-07、改）の第６条による提出に係るものに適用されるものとすること。

2　本決議の第１附属書§1又は§3の範囲に入る衛星通信網又は衛星システムで国際周波数登録原簿(MIFR)に1997年11月22日までに登録されていないもののうち、無線通信規則(1990年版、1994年改正）の第1042号の規定に基づく事前公表資料又は付録第30B号の第６条の第Ⅲ節の申請が、1997年11月22日前に無線通信局に受領されているものについては、責任主管庁が無線通信局に対し本決議の第２附属書の規定に基づいた完全な真正性情報を2004年11月21日より前、衛星通信網の使用開始の通告の期間に無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1550号の適用に基づいた３年を超えない延長期間を加えた期限満了日又は付録第30B号の第６条の関連する規定に定められた期日までのうち、いずれか一番早い日までに提出するものとし、上記に掲げる延長期間も含めた使用開始日が1998年７月１日以前であ